**平成２６年（フ）第２４６号**
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1794番地３
債務者　原槙スヱ子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２５３号**
佐賀市新郷本町18番19号　北川副借家
債務者　永松　有佑
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２５６号**
佐賀県多久市北多久町大字小侍1675番地
債務者　藤本　照親
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２６１号**
佐賀市鍋島町大字鍋島667番地１　ウエスト・ユニバース201号
債務者　江頭　豊子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２６２号**
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦19番地４　グリーンハイツＢ102号
債務者　金本　智彦
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第８号**
長崎県壱岐市芦辺町箱崎諸津触399番地
債務者　平田　有嬉
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

**平成２６年（フ）第２６６号**
宮崎市江平東１丁目９番18号　コアマンション江平904号
債務者　猪股　靖代
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第５４号**
宮崎県都城市年見町33号９番地１　１Ｆ
債務者　吉田　浩二
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２６年（フ）第６２号**
宮崎県都城市高城町石山283番地　石山団地58―２―302号
債務者　塩満小百合
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２６年（フ）第２９１号**
沖縄県中頭郡西原町字兼久110―２、住民票上の住所沖縄県南城市字つきしろ499番地104
債務者　藤本すえ子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第３００号**
沖縄県那覇市識名３丁目３番36号　コーポ識名Ａ３―Ａ
債務者　小渡　廣勝
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第６１号**
宮城県柴田郡村田町大字薄木字原林29番地
債務者　佐藤　吉春
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２６年（フ）第１７４号**
茨城県坂東市沓掛421―９　吉泉苑、住民票上の住所茨城県下妻市南原123番地２
債務者　鳩貝　清志
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第１９０号**
茨城県古河市大堤779番地３
債務者　田中みどり
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第１９２号**
茨城県筑西市五所宮385番地７　雇用促進住宅２―207
債務者　初澤　　恵（旧姓水越）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第２００号**
茨城県常総市水海道天満町4828番地　クラ第12ハイツＢ号、前住所茨城県常総市内守谷町2464番地２
債務者　小林　千晶
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第２０４号**
茨城県古河市鴻巣703番地36
債務者　安田　典子（旧姓糸井）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部